

作成年月	平成19年	4月
変更年月	平成21年	1月

鳥取県林業・木材産業構造改革プログラム

平成19年4月

1 全体目標等

(1) 林業・木材産業の現状と課題

ア 林業の現状と課題

(ア) 森林の整備

本県の森林面積は25万8,000ヘクタールで県土の7割を占め、県民の生命及び健康並びに文化活動の源泉であり、豊かな県土を育むとともに、林業及び木材産業活動の基盤となっている。このうち、県内の民有林は面積22万6,000ヘクタールを占め、54パーセントが人工林で、35年生以下の手入れの必要なものが46パーセントを占め、中でも20年生から35年生までの森林が4万6,000ヘクタールと人工林の38パーセントに達しており、間伐施業の推進が重要な課題となっている。

さらに、水源のかん養、土砂災害の防止、きれいな空気の供給や温暖化の防止など地球環境を守る役割など森林に対する県民の関心が高まっており、今後、県民が参画しやすい形での水源地の森林及び里山林の整備は、どのように進めていくか、県民の意見を踏まえて検討していく必要がある。

(イ) 路網の整備

林道密度は、平成17年度末現在で1ヘクタール当たり4.5メートルであり、全国平均の1ヘクタール当たり4.8メートルに比べて低い状況にある。

作業道は、年間開設量が30～40キロメートルで推移しており、作業道及び公道を含めた林内道路密度は1ヘクタール当たり20.2メートルである。

適正な森林整備及び効率的な林業経営のためには、林内路網の整備が重要な課題となっている。

(ウ) 林業労働力及び担い手の育成確保

林業労働力は、過疎化と高齢化の中で減少傾向が進んでおり、平成17年は479人と昭和60年に比べて7割減、平成7年に比べては半減している。また、479人のうち、65歳以上が約3割を占めている。

このような中で、新規就業者数は近年20名前後で推移してきたが、ここ2、3年は10名前後であり、新規就業者の確保、林業労働力の若返りを進めていくことが課題となっている。

(エ) 特用林産物の振興

しいたけを中心とする特用林産物は、中山間地域を中心とした地域の貴重な収入源であり、森林資源の保護と資源の活用面を通じた地域就労の場として、住民の定住と生活の維持に大きな役割を果たしている。

しかしながら、本県の特用林産物の生産で重要な位置を占めるしいたけは、生しいたけが昭和63年に527トン、乾しいたけは昭和59年に240トン（全国15位）と、それぞれ最盛期を迎えたが、中国産しいたけ輸入増大、生産者の高齢化・減少により、平成17年は生しいたけ165トン、乾しいたけ29トンとそれぞれ最盛期の31パーセント、12パーセントの水準まで落ち込んでいる。

一方で、自然産品に対する関心が高まり、食に対する消費者ニーズが、安全・安心・安価で健康への指向が高まる中、鳥取県では、消費者ニーズに対応した特用林産物の安定供給の支援を掲げている。

また、「地域の自立」を推進する上で、特用林産物のハタケシメジを「とっとり発」の新たな産業として戦略的に産・官・学が一体となって連携することにより、幅広い分野での応用の可能性を支援する体制を整備している。

また、今後とも地域の森林資源の活用に関わり生産活動を促進していくためには、消費者の声を十分に聴き、需要動向を見定め、後継者づくりを行うことが必要である。

(オ) 森林とのふれあいの推進

森林の役割及び重要性について県民の関心が高まる中で、森林の公益的機能を持続的に発揮させることを目的に、平成17年度から導入された「森林環境保全税」を活用し、森林体験企画等を行う森林ボランティア団体等を支援している。

また、多くの県民の参加により森林を守り育てる意識を一層高めるため、植樹祭、森林環境フォーラム等を開催し、情報発信するとともに、里山等の放置竹林対策としての地域リーダー養成、森林ボランティアの安全技術研修等を開催し、地域及び団体の森づくり活動をサポートする必要がある。

イ 木材産業の現状と課題

(ア) 鳥取県の木材需給の概況

県内の木材資源は、現在、標準伐期齢以上の蓄積量は、スギが1,210万立方メートル、ヒノキが140万立方メートルで、合計1,350万立方メートルに上る量となり、年々増加している。

しかしながら、素材生産量は、昭和60年の32万1,000立方メートルをピークとし、年々減少し、平成17年は12万5,000立方メートルであった。このうち、58パーセントが県内に、42パーセントが県外に出荷されている。

一方、県内の素材消費量は、38万9,000立方メートルで供給量の3.1倍を消費している。

この内訳を見ると外材が29万7,000立方メートルで76パーセントを占め、次いで県産材が7万2,000立方メートルで19パーセント、他県産材が2万立方メートルで5パーセントとなっており、素材生産量を樹種ごとにみるとスギが53パーセント、ヒノキが9パーセント、松が29パーセント、広葉樹が17パーセントとなっている。

県内素材生産量（平成17年）（単位：千 m^3 、%）

区分	製材用	合板用	チップ用	その他	計
県内出荷	37	0	30	5	72
県外出荷	38	0	13	2	53
素材生産量	73	0	43	7	125

県内素材需要量（平成17年）（単位：千 m^3 、%）

区分	製材用	合板用	チップ用	その他	計
需要量	114	231	39	5	389
県内産材	37	0	30	5	72
県外産材	18	0	2	0	20
外材	59	231	7	0	297

地域ごとの需給を見ると、東部においては智頭スギを扱うことに特徴があり、高値で取り引きされる市場に県外からの出荷がある。これはこの県外産材を取り扱う製材所が多いこと、大型工場において、県内で調達できない素材を県外に求める動きがあることなどから、県外からの出荷量を押し上げている。

中部においては、県内の市場を経ずに県外に出荷される素材が多い。

西部においては、間伐材を中心に県内の市場及び県外に出荷されている。

(イ) 原木市場の状況

県内の木材市場は、単価の下落と取扱量の減少から、苦しい経営を続けている。特に松材の取扱いに特徴のあった沿岸部の市場では、松材資源の枯渇により、この傾向が強い。反対に山間部の市場では単価が低く、手間のかかる間伐材の取扱量が増加し、現在の市場の土場で仕分けることが困難になっている。このため、現在、原木市場の在り方について検討を行っているところである。

(ウ) 木材加工業の現状

岡山県北地域に国産材の専門工場が発達し、この地域の製材所との競合の結果、古くから優良なスギ材から板材等を加工してきた東部山間部の智頭町・若桜町以外の多くの製材所では松材の加工と賃挽きを主体とした加工を行ってきたが、優良な松材の減少から、外材の再割に活路を見出す業者が多く、外材の加工量が多い。

特に柱角等を専門に加工する製材所が東部に1工場しか無く、柱角を中心に良いものが岡山県北の原木市場に流れ、県内に出荷されたものも多くが県外業者に流れている。素材を岡山県に安く供給し、加工された建築資材を高く購入しており、県内産材のみで住宅を建てるのが困難な状況にある。この状況を打破するために木工団地及び集成材加工施設の整備を行ってきたが、今日の不況下で経営的に苦しい状況になっている。

また、北洋材が輸入される境港市においては北洋材の専門工場又は合板工場で北洋材を加工しているが、近年の外材の高騰により外材だけでの加工だけでは苦しくなっている。

(エ) 木材流通及び加工業における課題

県内の木材流通・加工業者がじり貧状況に陥っているが、戦後造林木の本格的な伐期に対応するため、この業界の再構築が求められている。そのためには県内での県産材の需要を拡大し、県内での加工・流通の流れを作り、太くしていく必要がある。そのためには、県公共建築等での県産材使用、製材品の規格化及び木材の分離発注を徹底させ、製材品の規格化の検討を行い、民間需要に拡大させる必要がある。

その中で乾燥材の供給と品質の安定した製材品の供給が求められることから、乾燥施設の整備及び製材施設の生産能力の向上が必要である。

また、今後大量に生産されるスギ一般材の新たな需要を見いだすためにも、林業関係者ばかりでなく大工・工務店及び消費者と連携した取組が引き続き必要である。

森林を適正に管理し、林業・木材産業を活性化していくためには、一層の木材の利用拡大を推進することが重要であり、林業関係者はもとより、県民参加で進めていく必要がある。

また、環境重視の社会の到来が予期される中で、木質系バイオマスの活用に取り組むことが重要な課題である。

(2) 林業・木材産業の基本的方向

鳥取県の森林には、優良木材資源を循環的に生産する経済的効果のみならず、水源かん養や保健休養などの機能に加えて、地球規模でのカーボンシンク（炭素固定による温暖化防止）の役割、ローカルクリーンエネルギー資源としての再評価、水源水質の浄化機能（バイオメデイエーション）などの広範な公益的機能の発現に対して、県民から大きな期待が寄せられている。

こうした恩恵をもたらす森林について「県民共通の財産」という視点に立ち、森林整備や木材の利用を県民が自らの課題として取り組んでいく必要がある。

ア 林業の基本的方向

(ア) 多様で豊かな森林の整備

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、重視すべき機能により森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環林」に区分し、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿を目指して、適正な森林の整備を進めることにより、健全な森林資源の維持造成を図る。

また、森林資源の質的充実と多様で豊かな森林を造成するため、人工造林地の複層林化、長伐期化及び広葉樹林の積極的な整備等により、多様で健全な森林を造成する。

人工林については、保育・間伐を促進するとともに、齢級の平準化を指向しつつ伐期齢の多様化、長伐期化を図る。また、森林の有する公益的機能の維持増進に資するために複層林施業への誘導転換を積極的に推進する。

天然林については、大径材及び広葉樹材の多様な木材需要に対応できるよう、育成天然林施業の導入を進め、資源内容の多様化及び充実を図る。

さらに、森林所有者等の「森林認証制度」の取得を目指した活動を支援する。

(イ) たくましい産地づくり

県下のスギを中心とした人工林資源の利用を促進して、林業を活性化し、持続可能な森林経営の確保を図る。

このため、県下の木材流通加工体制の再編整備及び流域を単位とした県産材需要拡大のための行動計画の策定を目指す。

また、生産・加工・流通の各段階において県産材であることを証明する県産材産地証明制度を積極的に推進することにより、県産材の消費拡大運動を推進し、県産材の需要拡大を図る。

さらに、県民に対し、木材の良さの普及啓発を推進するとともに木質系バイオマスの利用方策の検討を促進し、木材産業の活性化を通じた環境の保全を図る。

特用林産物については、消費者ニーズに対応した特用林産物の安定供給の支援を積極的に行う。

(ウ) 意欲ある担い手の確保と育成

林業経営意欲が低下する中で、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林家等の林業経営体、森林組合、素材生産業者等の林業事業体を育成し、これらの者に施業や経営の集約化を図る。また、新規就業者の確保と林業労働者の若返りを促進し、森林を適正に管理するために必要な林業労働者の確保を図る。

このため、林業事業体等の経営基盤の強化、雇用条件の改善等を推進する。

イ 木材産業の基本的方向

(ア) 素材生産対策

素材生産を担う森林組合及び素材生産業者について、協業化を図るとともに、施業の集約化に取り組み、高密度路網の整備及び機械化の整備により生産性の向上を図り、素材生産コストを低減し、低コスト林業の推進を図る。

(イ) 木材加工対策

乾燥施設の導入及び製材施設の高性能化を促進するとともに、品質の安定と信頼性の確保を図るため、製材所のJAS取得を促進する。また、県産材産地証明制度を活用して県産材製品の需要を拡大するとともに製品の規格化を図ることで、県産材加工の拡大を図る。さらに間伐木等の有効利用を図るため、新たにLVL（Laminated Veneer Lumber：単版積層材をいう。以下同じ。）製造工場の新設や、合板工場の原料利用拡大のための施設整備を支援するなどし、県産材加工の拡大を促進する。

(ウ) 木材流通対策

原木市場の統合を促進するとともに木材供給に関する協定を進め、木材加工施設への直

送を拡大する。製品においてもプレカット工場への直送を進める。

(エ) 木材利用

公共用材の県内調達と規格化により、県内での県産材加工量の拡大を図る。

県産材産地証明制度を積極的に活用して、林業者の顔の見える県産材の供給を図るとともに消費者へ売り込みを図る。また、小径木の需要を拡大するための情報発信施設の設置を検討する。

さらに林業者と流通・加工業者及び建築業者との連携を深め、いわゆる近くの山の木による家づくりを促進する。

(3) 林業・木材産業の構造改革に関する目標

現状を平成17年度として、平成23年度を目標とする。

ア 林業経営体及び林業事業体に関する目標

(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の具体的な姿

a 林業経営体

- ・保有森林100ヘクタール以上の自営林家
- ・保有森林500ヘクタール以上の林家及び会社等経営体

b 林業事業体

- ・年間素材生産量 5,000立方メートル以上
- ・高性能林業機械 タワーヤーダー、プロセッサ及びフォワダー各1台
- ・素材生産性 1人1日あたり3.5立方メートル

(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の数

指 標	林業経営体数	林業事業体数	計
現 状	28	10	38
目 標	35	18	53

区分	経営形態	規模基準	現状	目標
林業事業体	造林・素材生産総合型	素材生産(3000m ³ 以上)	3	7
		造林・保育面積(100ha以上)		
	素材生産主体型	素材生産(4000m ³ 以上)	0	4
	造林事業主体型	造林・保育面積(150ha以上)	7	7
	計		10	18
林業経営体	自営林家 (自家労働主体型) (施業受託主体型)	所有森林規模100~500ha	25	30
	林家(請負労働主体型)	所有森林規模500ha以上	0	1
	林業会社(雇用型)	所有森林規模500ha以上	3	4
	計		28	35

(ウ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による事業量

	林業経営体		林業事業体		計	
	素材生産量(m ³)	造林・保育面積(ha)	素材生産量(m ³)	造林・保育面積(ha)	素材生産量(m ³)	造林・保育面積(ha)
現 状	1,000	30	24,630	4,320	25,630	4,350
目 標	1,200	40	66,500	5,470	67,700	5,510

イ 木材の供給に関する目標

(単位：千m³)

	素材生産量	(うち県内への供給量) (A)	(うち県外への供給量) (B)	県外からの移入量 (C)	木材供給量 (A) + (C)
現 状	1 2 5	7 2	5 3	3 1 7	3 8 9
目 標	2 1 3	1 6 3	5 0	4 1 4	5 7 7

	素材生産量のうち 県内への供給量 (A)	(うち原木市場・ 共販所を通じた 供給量) (D)	(うち協定により 市場等を経由し ない供給量) (E)	その他 (A)-(D)-(E)
現 状	7 2	6 6	0	6
目 標	1 6 3	6 5	8 8	1 0

ウ 木材の利用に関する目標

(単位：千m³)

指標	製材用	(うち建築用)	パルプ・チップ用	合板用	その他	合 計
現 状	1 1 4 (5 9)	()	3 9 (7)	2 3 1 (2 3 1)	5 (0)	3 8 9 (2 9 7)
目 標	1 1 7 (5 9)	()	3 9 (9)	3 6 0 (2 8 7)	6 1 (0)	5 7 7 (3 5 5)

※ () 書きは外材で内数

(4) 骨格イメージ図
別紙のとおり

2 個別目標等

平成17年度を現状とし、平成23年度を目標年度とする。

(1) 林業分野

ア 林業労働力(労働安全衛生に関することを含む。)

(ア) 取組方針

林業労働力の確保については、平成18年度に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」(平成18年2月17日付第200500121028号鳥取県知事通知)に基づき実施する。

また、林業における労働災害の発生頻度は他産業に比べて高いため、労働安全意識の向上、事業体における安全管理体制の確立に取り組む。

具体的な取組に当たっては、適正な補助事業の活用のほか、林業・木材産業改善資金貸付金の活用を図る。

(イ) 林業労働力に関する目標

指 標	認定事業主数	新規就業者数	労働災害発生件数
現 状	民間事業体 3 森林組合 5	9人程度/年	23件/5か年平均
目 標	民間事業体 5 森林組合 8	20人程度/年	20件/5か年平均

*森林組合については、すべての組合の認定を目指す。

イ 施業等の集約化

(ア) 取組方針

森林組合等の林業事業者による施業の推進については、施業の団地化等に取り組み、また森林施業計画の策定等を進めることにより、長期施業受託面積を増やし、一層の施業の集約化を図る。

(イ) 施業等の集約化に関する目標

	長期施業受託面積 (ha)
現 状	295
目 標	340

ウ 特用林産

(ア) 取組方針

特用林産物の生産・加工体制を強化するため、濃密な生産指導や新たなきのこ生産等に取り組むとともに、積極的な販売促進活動及び新商品の開発を推進する。

また、消費の動向を的確に把握して機敏な対応が可能な産地化を目指し、生産者、流通業者、販売業者等関係者の連携の強化を行う。

積極的に林内に作業路網を開設し、原木等の資材確保及び重筋労働の作業コストの低減を図る。

具体的な取組に当たり、適正な補助事業の活用のほか、林業改善資金の林業生産高度化資金の活用を図る。

(イ) 特用林産に関する目標

指標	乾椎茸			生椎茸		なめこ
	生産量	生産コスト	流通コスト	生産量	生産コスト	生産量
現 状	29 t	4,794円/kg	592円/kg	166 t	1,611円/kg	146 t
目 標	31 t	4,600円/kg	570円/kg	215 t	1,400円/kg	149 t

	炭	ハタケシメジ	マイタケ
指標	生産量	生産量	生産量
現 状	45 t	1 t	31 t
目 標	70 t	50 t	33 t

エ 入会林野等整備

(ア) 取組方針

入会林野の農林業上の利用を増進するため、協議会の開催、専門知識を有するコンサルタントの設置等による指導、整備対象地の測量等を実施することにより、入会林野の土地に係る権利の近代化を助長する。

(イ) 入会林野整備に関する目標

指 標	整備済入会集団	整備済入会林野等面積 (ha)
現 状	174	9,408
目 標	184	9,848

オ その他

基盤整備、森林空間活用等について、必要に応じて記載

(ア) 基盤整備の取組方針

効率的かつ安定的な林業経営に資するため、生産性の向上及びコストの削減を図るための体制並びに林道、作業道、機械整備等の基盤整備を進める。

また、林業就業者の確保のために必要な就労環境改善施設についても積極的な整備を行う。

具体的な取組に当たっては、適正な補助事業の活用のほか、林業改善資金及び木材産業等高度化推進資金の活用を図る。

(イ) 基盤整備等に関する目標

指 標	高性能林業機械の保有（導入）台数					計	林業経営に資する地理情報システムの普及率
	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タラヤダース スイングヤダ	その他		
現 状	4	2	13	8	2	29	—%
目 標	5	1	22	10	3	41	100%

指 標	路 網 整 備	
	林道密度(m/h a)	作業道開設量
現 状	4.5	173km/5年
目 標	5.4	200km/5年

(2) 木材産業分野

ア 素材生産

(ア) 取組方針

素材生産を担う森林組合及び素材生産業者について、協業化を図るとともに、施業の集約化への取組、高密度路網の整備と機械化の整備により生産性の向上を図り、素材生産コストを低減し、低コスト林業の推進を図る。そのために、作業道等・機械化の基盤整備に対して支援するとともに、引き続き間伐材の搬出に対して支援を行う。

また、伐採技術の向上による低コスト林業を推進する目的とした研修会・講習会を開催する。

具体的な取組に当たって、適正な補助事業の活用のほか、林業改善資金の木材安定供給促進資金及び構造改革促進資金の活用を図る。

(イ) 素材生産に関する目標

指 標	生 産 性 (m ³ /人・日)
現 状	3.2
目 標	3.5

イ 製材・加工体制

(ア) 取組方針

建築分野との連携をとりながら製材品の規格化と県産材使用を奨励し、外材使用率の高い製材所における県産材使用を進めるとともに製材技術指導や経営指導を行い効率的な生産の促進を図る。

乾燥施設の整備による人工乾燥を進めるとともにストックによる天然乾燥により、乾燥材供給量の増大を図る。また、乾燥の困難なスギについて予備乾燥に取り組み、乾燥スケジュールの確立を図る。一方、乾燥技術研修会及び個別指導を通じて、乾燥システムの確立を図る。

また、製材所のJAS認定取得を進め、品質・性能の安定した製材品の出荷を進めるとともに生産性の向上を図るための施設整備を行う。

さらに間伐木の有効利用を図るため、新たにLVL製造工場の新設や、合板工場の原料

利用拡大のための施設整備を支援するなどし、県産材加工の拡大を促進する。

さらに林業者と流通・加工業者及び建築業者との連携を深め、県産材の産地証明による林業者の顔の見える県産材による家づくりを促進する。

具体的な取組に当たって、木材産業高度化推進資金及び構造改革促進資金の活用を図る。

(イ) 製材・加工体制に関する目標

指 標	生産性(m ³ /人・年)	乾燥材生産割合(%)	J A S製材品割合(%)
現 状	235	31	—
目 標	260	40	—

*年間原木消費量が一定水準以上の者とは、製材工場動力出力数150kw以上の者とした。

(ウ) 集成材、合板及びその他の品目に関する目標

指標	地域材の利用量(千m ³)		
	集 成 材	合 板	L V L
現 状	2	0	0
目 標	3	26	44

(エ) 顔の見える木材での家づくりに関する目標

指標	顔の見える木材での家づくり	
	グループ数	建築戸数
現 状	1	21
目 標	4	80

ウ 木材流通

(ア) 取組方針

現在、県内には原木市場が5か所あるが、価格の低迷と出荷量の減少によって、経営が圧迫されている。この市場を流域単位程度に統合し、集荷拠点として選別機能を向上させるとともに、地域の製材所との連携を進めて、流通コストの低減を図る。

また、木工団地及び高次加工施設に対する木材供給に関する素材生産業者との協定締結を進め、加工施設への直送を増加し、流通コストの削減を図る。

具体的な取組に当たって、適正な補助事業の活用のほか、木材産業等高度化推進資金及び構造改革促進資金の活用を図る。

(イ) 原木流通に関する目標

指 標	原木市場の平均取扱量(m ³)	加工施設への直送割合(%)
現 状	21,237	5
目 標	22,000	40

(ウ) 製品流通に関する目標

指標	プレカット工場の地域材利用率(%)
現 状	20
目 標	30

エ 木材利用

(ア) 取組方針

県産材の認証制度の活用と公共施設への県産材使用を確保するために普及啓発を行う。民間分野での**木造施設整備支援などにより**需要を拡大し、建築関係者との連携を深めるために林業者、大工・工務店、設計者、木材供給者等を組織して県産材の需要拡大について協議する。

また、一般県民を対象とした講演会、展示会等を開催するとともに木材利用相談活動を推進する。

木屑等木質バイオマス資源の有効利用を図るため、中小の製材所等における製材廃材の端材チップ加工やオガ粉・バーク製造を進めるとともに、大規模加工所においては、乾燥材生産のための熱源供給としての木屑焚きボイラーの整備を推進する。

さらに木質バイオマス利用を促進していくため、ペレット生産施設の整備を推進するとともに、公共施設等において木質バイオマスを利用した暖房施設等の整備を推進する。

また、木材市場の統合に併せて、中小の製材所の統合及び高次加工施設等を併せ持つ木材加工団地を整備する。

具体的な取組に当たって、適正な補助事業の活用のほか、木材産業等高度化推進資金及び構造改革促進資金の活用を図る。

(イ) 木材利用に関する目標

a 利用区分

(単位：m³/億円)

指標	モデル的木造施設における工事費当たりの地域材利用量	公共土木工事における工事費当たりの地域材利用量
現 状	150 m ³ /億円	2 m ³ /億円
目 標	180 m ³ /億円	2.4 m ³ /億円

b 木質バイオマス発生区分別

(単位：千m³)

指標		林地残材	製材工場等残 廃材	建設発生木 材等	合 計
現 状	発生量	134	140	18	292
	(利用量)	(30)	(138)	(13)	(181)
	<利用率>	<22>	<98>	<73>	<62>
目 標	(利用量)	(33)	(138)	(13)	(184)

※林地残材の利用率については、利用量÷素材生産量×100により算出

c 木質バイオマス活用施設

指標	発電施設数	熱利用施設数	燃料等製造施設数	計
現 状	0	4	2	6
目 標	0	6	2	8

※燃料等製造施設数は、ペレット製造施設、燃料用チップ製造施設、成分抽出施設等を記載